

令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業
(募集型企画旅行(個人型商品))助成金交付要綱

(目的)

第1条 この事業は、旅行会社が造成する募集型企画旅行(個人型商品)の広告費用に対して助成金を交付することにより、愛媛県南予地域(宇和島市、大洲市、西予市、八幡浜市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町)への旅行商品の造成を促進し、首都圏・関西圏等からの観光客の誘致拡大及び観光振興を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 次条の助成要件を満たす募集型企画旅行(個人型商品)を実施する旅行業法(昭和27年法律第239号)及び同法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)の規定による第一種旅行業、第二種旅行業、第三種旅行業及び地域限定旅行業の登録を得ている者のうち、首都圏及び関西圏(※)に事業所を有し、南予地域への募集型企画旅行(個人型商品)を実施する者(オンライン旅行代理店(OTA)は対象外とする。以下「旅行会社」という。)に対し、予算の範囲内で助成する。

※首都圏は、「東京都」、「神奈川県」、「千葉県」、「埼玉県」、「茨城県」、「群馬県」、「栃木県」、「山梨県」とする。

※関西圏は、「大阪府」、「京都府」、「兵庫県」、「滋賀県」、「奈良県」、「和歌山県」とする。

(助成要件)

第3条

(1) 令和7年6月27日から令和7年9月30日までの期間を旅行日とする募集型企画旅行(出発日基準)であって以下の各項目を満たしていること。

- ① 愛媛県内に宿泊しているもの
- ② 募集媒体は(パンフレット(デジタルパンフレットを含む))又はWEBページであること
- ③ 募集媒体に、別に定める指定コンテンツ(別表参照)を3プラン以上掲載しているもの
※交付申請者による販売を原則とするが、旅行会社の契約基準に適合しない、また事業者が在庫提供できない等の諸事情がある場合は、別途協議に応じる。
- ④ 募集媒体に、「えひめ夏旅なんよキャンペーン」の名称・期間・対象エリア、協議会公式サイト又はキャンペーン動画へのリンク、イメージ画像を掲載されていること
※掲載スペースについては、パンフレット、WEBページのいずれも自由とする
※画像データ、各種URLについては、協議会より別途提供

(2) 当協議会の他の助成制度を併用しないこと ※他の助成制度との併用は認める

(助成対象経費及び助成額)

第4条 助成対象経費及び助成額は以下のとおりとする。

- (1) 助成対象経費は、旅行パンフレット、WEBページ制作経費とする。
- (2) 助成額は、1社あたり200千円以内とする。なお、予算上限に達した場合、助成金の交付を終了する。

(申請)

第5条 助成金を申請しようとする者は(以下、「申請者」という)は、令和7年4月1日から令和7年6月30日までに下記の書類を協議会あてに持参又は郵送により提出するものとする。なお、期限までに提出がない場合は、助成金の申請を受理しないことがある。

- 【提出書類】
- (1) 助成金交付申請書(様式第1号)
 - (2) 事業計画書(別紙1)
 - (3) 収支予算書(別紙2)

(助成の決定)

第6条 当協議会は、前条の申請に基づき助成の可否の決定を行い、交付を決定したときは、助成金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に対し通知する。

(事業の変更・廃止)

第7条 申請者は、助成事業の内容を変更する場合、予定の期間に事業が完了しないと見込まれる場合、又は事業を廃止する場合は、速やかに変更・廃止承認申請書(様式第3号)を提出し、承認を受けるものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、助成事業終了日の翌日から起算して30日以内に下記の書類を持参又は郵送により提出するものとする。なお、期限までに提出がない場合は、助成金を請求する権利を自ら放棄したものとみなすことがある。

- 【提出書類】**(1) 実績報告書(様式第5号及び別紙3)
(2) 収支決算書(別紙4)

(助成金の額の確定)

第9条 前条に規定する「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業((募集型企画旅行(個人型商品))実績報告書)を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業((募集型企画旅行(個人型商品))助成金交付確定通知書(様式第6号)により、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第10条 前条の規定により、助成金の額の確定通知を受けた助成事業者は、「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業((募集型企画旅行(個人型商品))助成金請求書(様式第7号)を提出しなければならない。

(交付の取消)

第11条 助成金の交付決定後もしくは確定後において、申請もしくは報告内容に虚偽が認められるときは、当該交付決定を取り消すこととし、既に助成金が交付されているときはその返還を求めるものとする。また、当該事実が判明した時点から2年間は助成事業の申請を受け付けられないものとする。

(検査等)

第12条 当協議会は、申請者に対して、助成事業の実施状況についての報告を求め、又は調査ができるものとする。

(関係書類の整備)

第13条 申請者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了年度の翌年から5年間保管するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項については、当協議会が別に定めるものとする。

附則 この要綱は令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業
（（募集型企画旅行（個人型商品））助成金交付申請書

年 月 日

南予広域観光プロモーション協議会
会長 中村 時広 様

所在地
名 称
代表者氏名

印

令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業（募集型企画旅行（個人型商品））助成金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 旅行商品名
- 2 交付申請額 金 円
- 3 事業計画書 別紙1のとおり
- 4 収支予算書 別紙2のとおり

(別紙1)

事業計画書

旅行商品名		
旅行商品設定期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
販売開始日	令和 年 月 日	
発着地		
宿泊施設	愛媛県内の掲載宿泊施設件数 (件) (うち南予地域 件)	
	※南予地域の宿泊施設の掲載がある場合のみ記載 掲載施設名 ()	
掲載施設等 ※指定コンテンツ リストから3つ選 択すること	①	
	②	
	③	
募集媒体	(記載例) パンフレット (発行部数〇万部)、WEB ページ 等	
募集媒体に掲載し ているもの	(記載例) キャンペーン名称、期間、エリア、南予の紹介文、イメージ画像 等	
担当者	氏名	
	連絡先	TEL
		FAX
		E-mail

《添付書類》

募集媒体 (パンフレット、Web ページ写し 等)

(別紙2)

収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	摘要（積算基礎等）
助成金		南予広域観光プロモーション協議会
自己負担額		(記載例) 会員 DM 製作・発送費、新聞掲載費、WEB ページ製作費
計		

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	摘要（積算基礎等）
計		

様

南予広域観光プロモーション協議会
会長 中村 時広 ㊟

令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業
（（募集型企画旅行（個人型商品））助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった助成金の交付については、令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業（（募集型企画旅行（個人型商品））助成金交付要綱第6条の規定により、その交付を下記のとおり決定します。

記

1 助成事業名

2 交付予定額 金 円

3 交付条件

- (1) この助成金は、令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業（（募集型企画旅行（個人型商品））助成金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- (2) 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに協議会の承認または指示を受けなければなりません。
 - ア 申請書に記載された内容を変更するとき。
 - イ 助成事業を中止し、または廃止するとき。
 - ウ 予定の期限内に完了しないとき、またはその遂行が困難となったとき。
- (3) 助成を決定した旅行商品の設定期間終了後 30 日以内に令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業実績報告書、収支決算書等を提出してください。
- (4) 協議会が必要と認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、または助成事業の執行状況について実地検査をします。
- (5) 「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業助成金交付要綱に違反した場合は、交付の決定を取消し、助成金の返還を求めます。

様式第3号（第7条関係）

令和 年 月 日

南予広域観光プロモーション協議会
会長 中村 時広 様

所在地
名称
代表者氏名

⑨

令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業
（募集型企画旅行（個人型商品））変更（中止）承認申請書

令和 年 月 日付け7旅南予第 号で交付決定通知のあった助成事業について、次のとおり変更（中止）したいので、令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業（募集型企画旅行（個人型商品））助成金交付要綱第7条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更（中止）の内容

2 変更（中止）の理由

3 助成金交付変更額

既交付決定額（A） 金 円

変更承認申請額（B） 金 円

差引増減額（B－A） 金 円

4 事業計画書 別紙のとおり

5 収支予算書 別紙のとおり

※変更後の事業計画書及び収支予算書は、様式第1号（第5条関係）の別紙1及び別紙2を利用のうえ、変更前、変更後がわかるように作成すること。

様

南予広域観光プロモーション協議会
会長 中村 時広 ㊟

令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業
（（募集型企画旅行（個人型商品））変更（中止）承認書

令和 年 月 日付けで申請のあった助成金交付の変更（中止）については、令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業（（募集型企画旅行（個人型商品））助成金交付要綱第7条の規定により、次のとおり承認します。

記

1 令和 年 月 日付けで申請のあった令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業（（募集型企画旅行（個人型商品））変更（中止）承認申請書記載のとおり。

2 交付予定額

変更後（A）	金	円
変更前（B）	金	円
差引増減額（A－B）	金	円

3 交付条件

（1）この助成金は、令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業（（募集型企画旅行（個人型商品））助成金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。

（2）次の各号の、いずれかに該当するときは、速やかに協議会の承認または指示を受けなければなりません。

ア 申請書に記載された内容を変更するとき。

イ 助成事業を中止し、または廃止するとき。

ウ 予定の期限内に完了しないとき、またはその遂行が困難となったとき。

（3）助成を決定した旅行商品の設定期間終了後 30 日以内に令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業（（募集型企画旅行（個人型商品））実績報告書、収支決算書等を提出してください。

（4）協議会が必要と認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、または助成事業の執行状況について実地検査をします。

（5）令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業（（募集型企画旅行（個人型商品））助成金交付要綱に違反した場合は、交付の決定を取消し、助成金の返還を求めます。

様式第5号（第8条関係）

令和 年 月 日

南予広域観光プロモーション協議会
会長 中村 時広 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

⑩

令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業
（（募集型企画旅行（個人型商品））実績報告書

令和 年 月 日付け7旅南予第 号で交付決定通知のあった助成事業の実績について、次のとおり令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業（（募集型企画旅行（個人型商品））助成金交付要綱第8条の規定により報告します。

(別紙3)

実績報告書

旅行商品名		
旅行商品設定期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
販売開始日	令和 年 月 日	
発着地		
宿泊施設	愛媛県内の掲載宿泊施設件数 () 件 (うち南予地域 件)	
	※南予地域の宿泊施設の掲載がある場合のみ記載 掲載施設名 () 延べ利用人数 () 人	
掲載施設名 等 ※指定コンテンツ リストから3つ選 択すること	①掲載施設名 () 延べ利用人数 () 人	
	②掲載施設名 () 延べ利用人数 () 人	
	③掲載施設名 () 延べ利用人数 () 人	
募集媒体に掲載しているもの	(記載例) キャンペーン名称、期間、エリア、南予の紹介文、イメージ画像等	
担当者	氏名	
	連絡先	TEL
		FAX
		E-mail

(別紙4)

収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	摘要 (積算基礎等)
助成金		南予広域観光プロモーション協議会
自己負担額		
計		

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	摘要 (積算基礎等)
計		

様式第6号（第9条関係）

7旅南予第 号
令和 年 月 日

様

南予広域観光プロモーション協議会
会長 中村 時広 ⑩

令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業
（（募集型企画旅行（個人型商品））助成金交付確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業助成金については、次のとおり助成金の額を確定したので、令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業助成金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

金 円

様式第7号（第10条関係）

令和 年 月 日

南予広域観光プロモーション協議会
会長 中村 時広 様

所 在 地
名 称

令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業
（（募集型企画旅行（個人型商品））助成金請求書

令和 年 月 日付け観物協第 号で交付確定通知のあった助成金について、令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」誘客促進支援事業（（募集型企画旅行（個人型商品））助成金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

金 円

※振込先がわかる資料を添付すること